

①平成 23 年度の自動車税（県税）の納期限延長について

平成 23 年度自動車税の定期課税（5 月末日納期限）を延長することとしました。延長する期間は未定です。決まり次第お知らせします。

これに伴い、自動車税納税通知書は発送しておりません。

②納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の有効期限について

上記により、納期限が延長されることに伴い、納税証明書の有効期限が延長されます。

平成 22 年度納税証明書の有効期間は平成 23 年 5 月 30 日となっておりますが、読み替えにより平成 23 年 10 月 30 日まで有効期限を延長しましたので、平成 22 年度の納税証明書を御利用ください。